に、「昭和四十一年四月一日から昭和四十二年三月三十一日までの日 | 八・四六」を「昭和四十一年四月一日から昭和四十二年三月三十一日までの日 | 八・四三」に、「七・五九」を「七・六一」に、「六・七二」を「六・七四」に、「五・八七」を「五・九〇」に、「五・〇五」を「五・〇七」に、「四・四三」を「四・四四」に、「三・八三」を「三・八五」に、「三・二三」を「三・二四」に、「二・二一」を「二・二二」に、「一・八一」を「一・八二」に、「一・五三」を「一・五四」に、「一・四六」を「一・四七」に、「一・三九」を「一・四〇」に、「一・三一」を「一・三二」に、「一・二七」を「一・二八」に、「昭和六十一年四月一日から昭和六十二年三月三十一日までの日 | 一・二四」を「昭和六十一年四月一日から昭和六十二年三月三十一日までの日 | 一・二五」に、「一・一二」を「一・一三」に、「一・〇六」を「一・〇七」に、「一・〇四」を「一・〇五」に、「〇・九六」を「〇・九七」に、

「
平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日までの日	〇・九八
平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日までの日	〇・九八
平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日までの日	〇・九八
平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日までの日	〇・九八
平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの日	〇・九八
平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの日	一・〇〇
平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの日	〇・九九
平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの日	〇・九九
平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの日	一・〇〇

」を

「
平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日までの日	〇・九九
平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日までの日	〇・九八
平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日までの日	〇・九八
平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日までの日	〇・九八
平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの日	〇・九八
平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの日	〇・九九
平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの日	一・〇〇
平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの日	一・〇〇
平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの日	一・〇〇

」

に改める。

○厚生労働省告示第三百三十号

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十一年政令第二百九十六号）第五十七条の二第十項の規定に基づき、雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令第五十七条の二第十項の規定に基づき厚生労働大臣が定める率を次のように定め、平成二十七年八月一日から適用し、平成二十六年厚生労働省告示第三百三号（雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令第五十七条の二第十項の規定に基づき厚生労働大臣が定める率を定める件）は、平成二十七年七月三十一日限り廃止する。ただし、休業開始応当日が同日以前である支給単位期間に係る介護休業給付金に係る休業開始時給付基礎日額の下限額及び上限額の算定については、なお従前の例による。

平成二十七年七月二十九日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

下限額に乗じる率　二千五十分の二千三百

上限額に乗じる率　一万三千九百八十分の一万四千二百十

○国土交通省告示第八百九十号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五十八条第一項の規定により特別評価方法認定をしたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年七月二十九日

国土交通大臣　太田　昭宏

特別評価方法認定をした方法の名称等は、次の表のとおりとする。

認定番号	特別評価方法認定をした方法の名称	性能表示事項	特別評価方法認定の申請者	申請者の住所	認定年月日
1284	時刻歴応答解析方法を用いて検証する「（仮称）西区新町タワープロジェクト」の構造方法に応じて評価する方法	1－4　耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）	大和ハウス工業株式会社 近鉄不動産株式会社	大阪市北区梅田三丁目3番5号 大阪市天王寺区上本町八丁目5番13号	平成27年7月17日

○国土交通省告示第八百九十一号

建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条の三の七の規定により、同規則第十八条の三の四第二項第二号に掲げる事項の変更の届出があったので、同規則第十八条の三の十六第二号の規定により、公示する。

平成二十七年七月二十九日

国土交通大臣　太田　昭宏

(一)　登録番号　30

(二)　登録基幹技能者講習実施機関の名称

一般社団法人　全国道路標識・標示業協会

(三)　変更後の代表者の氏名　清水　修一

(四)　変更年月日　平成二十七年五月二十一日

○近畿地方整備局告示第百三十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十二条の規定により、一般国道の改築工事を本局長において次のとおり開始するので、道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第二条第一項の規定により告示する。

平成二十七年七月二十九日

近畿地方整備局長　森　昌文

路線名	工事区間	工事の種類	工事開始の期日
一般国道百五十八号	大野市貝皿十三字水口から同市長野二十八字村向十二番一、同市大谷三十七字峰ケ又一番二、同市上半原二十五字多母谷ノ一、同市上半原三十八字南深瀬及び同市東市布三十一字二ノ瀬を経て同市東市布二十一字鮭ケ洞まで	改築	平成二十七年七月二十九日